

弘前市立百石町展示館消防用設備等保守点検業務仕様書

弘前市立百石町展示館（弘前市大字百石町3番地2）の消防用設備等保守点検業務については、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務対象

弘前市立百石町展示館に設置された以下に記載の設備等

自動火災報知設備	受信機	1台
	定温式スポット型	9個
	光電式スポット型	29個
	発信機	3個
	表示灯	3個
	伝令	4個
防火戸	自動閉鎖装置	4個
	光電式スポット型	7個
	電子ブザー	1個
誘導灯	誘導灯 非難口B級	1台
	誘導灯 非難口C級	8台
	誘導灯 通路B級	1台
漏電火災報知設備	漏電火災報知器	1台
消火器	粉末ABC消火器 10型	8本
	パッケージ型消火設備1型 (KN-85E)	1式

2. 保守点検内容及び方法

(1) 機器点検

- ①関係設備の外観点検及び関係器具等の配置状況の点検
- ②自動火災報知設備の発報試験
- ③防火戸作動時の障害物などの除去及び点検

(2) 総合点検

- ①関係設備の外観点検及び関係器具等の配置状況の点検
- ②自動火災報知設備の連動発報試験
- ③関係設備の連動動作及び個別動作試験
- ④非常用電気設備及び回路の絶縁試験
- ⑤漏電火災報知設備の動作試験
- ⑥防火戸作動時の障害物などの除去及び点検

3. 業務の体制

受注者は、消防設備等の点検及び試験に必要な有資格者「消防設備士等」、「消防設備点検資格者」を選任し、当該資格者により点検及び試験を行うこと。

また、漏電火災報知機の点検、試験においては、弘前市立百石町展示館の自家用電気工作物保安管理業務を受託している業者の立会いの下実施すること。

4. 点検回数等

(1) 点検については、当該施設の消防用設備等の種類に応じ、下表のとおり回数を行うものとする。

消防用設備等の種類	点検内容及び方法		点検期間
	総合点検	機器点検	
消火器・誘導灯・誘導標識		○	6か月毎
屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧等消火設備・屋外消火栓設備・自動火災報知設備・漏電火災警報器・非常警報(放送)設備・消防機関に通報する火災報知設備・避難器具・排煙設備・連結送水管・非常電源	○	○	1年毎
配線・防火設備	○		1年毎

(2) 自主設置の消防用設備等については、消火器を除き、機器点検の点検期間を1年とし、総合点検と同時期に実施すること。

5. 消防用設備等の点検報告

- (1) 受注者が保守点検を終えたときは、規定様式により遅滞なく発注者への報告及び管轄の消防署への届け出を行うこと。
- (2) 受注者が保守点検により不良箇所等を確認した場合は、速やかに市に報告し、その対処方法などについて、その復旧費用を含めて助言及び提案すること。
- (3) 弘前市立百石町展示館において消防訓練等を実施する場合に、発注者の依頼があるときは、受注者は、訓練実施にあたり安全を期すため、可能な限り訓練に立会い協力すること。

6. 環境配慮への協力

受注者は業務を実施するにあたり、市が実施する環境保全活動に係る取り組みに対して、可能な限り協力すること。

7. その他

当該業務に関して疑義が生じた場合は、その対処方法等について発注者と協議のうえ、決定する。